政令第三百二十四号

建築士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「第二十二条の三の三第四項」を「第二十二条の三の三第三項」に改め、同条第一項中「第二十二条の三の三第四項」を「第二十二条の三の三第三項」に改め、「工事監理受託契約」の下に「（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、建築士法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

理　由

建築士法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、設計受託契約又は工事監理受託契約についての書面の相互交付義務の対象の拡大に伴う規定の整備を行う必要があるからである。